

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

令和2年12月14日（月曜日）

総務消防委員会

日時 令和2年12月14日（月曜日） 午前9時00分 開会  
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部

第160号議案

「質疑・討論・採決」

第161号議案

「質疑・討論・採決」

第162号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 小野田直美 副委員長 佐宗龍俊  
委員 柴田賢治郎 山田辰也 長田共永 滝川健司  
議長 鈴木達雄

欠席委員 なし

傍聴者 なし

説明のために出席した者

総務部、消防本部の課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 松井哲也 書記 後藤知代

開 会 午前9時00分

○小野田直美委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、11日の本会議において、本委員会に付託されました第160号議案から第162号議案までの3議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、第160号議案 新城市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 第160号議案については、全国改正による用語の整理ということだけですけど、少し確認させてください。

税外収入ということですけども、新城市における税外収入の主なものと、税収がどの程度占めているのか確認させてください。

○小野田直美委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 本条例の対象となる税外収入というのが、地方自治法の第231条の3に載っております。そちらのほうには、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入というのが当たるわけなんですけれども、いわゆる公債権というところが該当するところであります。

それで、全体のうちどれぐらいということですが、申し訳ありません。手持ち資料にございませんので、また答えさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 数字を聞いてはいけないうのかなと思ったけど、ちょっと大体でよかったんですけど、まあそんな中で延滞金のもろもろの整理だけで、中身が変わっているだけでと解釈してますけど、それでよろしいですか。

○小野田直美委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 今回は、地方税法の改

正に伴いまして、延滞金特例基準割合というのを、言葉が変わっただけで率自体は平成25年に改正されて、その数字がそのまま保険等で継続されています。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 最後に、本市における延滞金の発生状況というのはどうなっているのでしょうか。

○小野田直美委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 こちらのところは、ほとんどないと認識しております、この延滞金については。

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第160号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第161号議案 新城市消防団条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐宗委員。

○佐宗龍俊副委員長 それでは、ただいま議題となっております第161号議案 新城市消防団条例の一部改正について確認させていただきたい点がございます。

3月定例会で否決をさせていただいた際に、反対討論の中で4点具体的に指摘をさせてい

ただきました。その点が今回どのような修正をされたのかという確認ではありますが、頂いた資料ですとか、先日の本会議における質疑の御答弁で理解できた点もございますので、4点を順に確認させていただきたいと思いますが。

1点目は、条例定員825名の算出根拠というところで、総務省の示す地方交付税算定における消防団員数に基づき算出された数値を根拠の一つとして算定されておりましたが、この数値は総務省自体が根拠になり得ないと、参考程度の算出方法だということを言っている中で、それを根拠の一つにされたのはいかがかということで1点目指摘をさせていただいた件は、これは資料にもありますとおり消防団のほうで今後どういう団員数が確保できるか、推移できるかというのそれぞれ各班が算出をして全体の数を出したという、消防団がしっかりと考察した数値が基礎数値ということになって、参考までにこれまでの計算式も活用して数字を出したところ、ほぼ同じになったと。そういう確認の数字ですとよ。

それで、算出した条例定員数が令和2年度の実員数を少し上回っているというかほぼ実員数イコール条例定員数になるということによって理解をさせていただきました。

それから、指摘した2点目が機能別消防団員の上限数を300名と決めてしまうのはいかがかと。要するに、これからいろいろな施策を実行されて消防団員を確保しようという中で、もう上限を300名と決めてしまっ、もしすばらしい制度ができて、大勢の人がもし集まる可能性もあるのに300名として上限を定めてしまうのはいかかなものかということに関しては、これも資料のほうにありましたけれども、機能別消防団員の上限数値を暫定数値ということにして、300名を超えれば当然その超えた分だけは採用していくと。そして、消防団の消防力を強化していくと。

それから、機能別消防団員だけではなくて、

実際に825名の条例定員を超えた場合でも、直ちに条例定員を見直して825名を上限とするわけではないというようなことも説明を受けましたので2点目もそのように理解をしました。

3点目飛ばして、4点目ですね、4点目指摘させていただいたのは、消防団の計画トータル点である形というものが条例定員の825名だと、団員の人数が形であるというのは基本的に考え方としておかしいでしょう。やっぱり、先ほどの2点目と重なりますが、定員825名がありきで、それを超える場合にはもう825名で切ってしまうというようなお考えだったと思うんですが、その点指摘した件もやはり825名を超える場合は直ちに条例定員を見直していくということでありましたので、この1点目、2点目、4点目についてはこれまでの説明等で理解をさせていただいたんですが。

1点、3点目に関しましては、消防団員数の低減は致し方ないとしても、市全体の防火・防災力、それから災害対応力を一時的にも低下させる、つまり想定としては消防団員数が980人、それを一気に825名に減らすということは、155名分の人数的な消防力の低下は否めないということでもありますので、それに対しては何か一人一人の能力を上げるだとか、設備等の充実、資機材等の充実によってそれを補うんだというお考えも示してはいただいたんですが、だったら定員数を減らすのと同時に、もしくは事前にそういう別の施策を打つべきではないですかと、市全体の防災力を低下させないために、そういった消防団員の定員を削減すると同時にもしくは先行してそういう施策をやるべきではありませんかという指摘に対して、まだこれまでの説明の中で説明していただいておりますので、その点だけ説明をお願いします。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。

○加藤正文消防総務課参事 ただいま委員が

おっしゃられましたとおり、本市の防火防災力、災害対応力を低下させることはあってはならないと考えております。その中で、関係機関との連携につきましては、今後進めていかなければならない検討事項として認識しております。

まずは、本市の中においても常備、非常備ともに検討できるところは、まずは検討する。その中で、非常備にあってはこの防火防災力の低下に大きな影響を与える問題の一つとして実員と定員との乖離という問題がございました。

今回の条例改正において、約150名以上の乖離が現在発生しているものを、一つはまずは解消し、条例の定員に実員を近づけるという問題を解消するとともに、この解消に伴って約300万円余りの予算を削減することにつながっております。

このように、計画に基づきまして、あらゆる施策を投じる中で、その結果増員に転じる等対応しなければいけない場合は、定期的な定員の改正見直しも行いながら、計画につきましても検討してまいりたいと考えております。

**○小野田直美委員長** では、ほかに質疑はありませんか。

山田委員。

**○山田辰也委員** 本会議でるる説明があつて、もう納得はしております。

ただ、先ほど佐宗委員が言ったように、ある程度問題点が残るかと思いますが、私も前回反対したほうに入っておったものですから、今回の改良点をいかなと思っております。

主な改良点について、再度確認だけお願いいたします。

**○小野田直美委員長** 加藤消防総務課参事。

**○加藤正文消防総務課参事** 今回の再度条例を提案するに当たって、まず修正すべき対応の検証の結果、先ほど佐宗委員がおっしゃられたとおり、まずは条例定員の算定根拠につ

きまして、これまでその根拠の一つとしていた総務省が出していました地方交付税の算定に用いる消防団員の総数の算定方法を根拠としていたものを、もう一つの消防団員が推計した条例定員の根拠としての、それを補完するための参考数値として位置付けたこと。

それから機能別団員の上限というものを暫定数値と改めまして、消防団員の機能別団員に関する入団の上限を抑制させたこと。

それから、万が一暫定定員が基本団員を含めて条例定員を上回るような場合には、速やかに条例定員を改正することを明記させていただいたこと。

それらが今回改正する主な内容です。

**○小野田直美委員長** では、ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

**○滝川健司委員** 直接定数等には結び付かないかもしれませんが、定数を削減して実団員に近づけることと、消防団の再編との関係についてどういうふうに考えられているか、また団総計ですと、組織再編に向けて資料を作成しますというレベルなのか、現状本会議での質疑では、十分再編が進んでいる地域もあるという状況になっているんですけど、それ以外もう市全体の中で再編の動きというものも、定数等の関係を含めてその辺の状況、お願いします。

**○小野田直美委員長** 加藤消防総務課参事。

**○加藤正文消防総務課参事** この条例定員の改正と組織再編との関係性につきましては、非常に大きな問題がございます。その内容というのは、これまでの条例定員の下、消防団員がそれぞれ足を運んで団員を確保してきたわけですが、昨今のなかなか団員の確保が難しいこの時代の中で、消防団がいつの段階で班を統合するのか、どの段階で分団を統合していけばよいのかということが非常に分団員の主な課題となっております。

この条例を改正することによって、一定の

消防団の分団、班の在り方というものも示すこととなります。それに従って、今後は班編成、それから分団の再編というものが進められてくることであるかと思えます。そのためにも、この総合計画に基づく要領、マニュアル、フローチャートに従って再編を進めていきます。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そのチャート、要領とかそういうやつで進められることが分かりました。そういった場合、地域からの声を重視する、ある程度上から全体見てこことここはやったほうが良いという、その辺のやり方のバランスですよ、その辺については大丈夫でしょうか。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。

○加藤正文消防総務課参事 消防団の組織再編につきましては、まずは分団、もしくは方面隊による発議によって始まるものと考えております。

分団、そこで活動する基本団員がまずは十分な確保がされているかどうかという観点から、今後推計を見通して今後班を維持していくことが困難であるということボトムアップから吸い上げて、それを随時地域へ情報提供していきます。

その中で、団本部、それから消防本部が最終的なその分団から、方面隊から上がってきた申請を承認することから、地域との調整を行い、いつ統合していくのか、どのような形で統合するのかということ地域とともに検討してまいります。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 分かりました。

あと、消防団員の確保が新城市だけではなく、全国的に多分、少子化で少なく、厳しくなっていくと思えます。

そんな中、国のほうは団員確保に向けて処遇の改善というのをするニュース等で見ましたけども、その動きが余りゆっくりだとまた

あれなんですけど、そういう新城市独自で処遇の改善ということはできるのかということと、国や県の制度にのっとった上での処遇の改善を待たざるを得ないのか。そういうことが、これは全ての定数にも結び付いていくし、団編成にもいろんなことについていくし、これからいろんな働き方の改革でこういうのをやって、あつてきて、地元にいなくても仕事ができる、いろんな形の働き方があった場合に、団員を、どれだけ団員として地域に確保できる状況がどういうふうになるのかというのが見通せないと思うんですよ。

そういう中で、働き方改革と処遇の改善と結び付けた団員の確保、それがすぐに団員の確保に通じていくとは限りませんが、そんな絡みもいろいろあると思うんです。その辺について、見解をお願いします。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。

○加藤正文消防総務課参事 今、問題提起いただきました処遇の改善につきましては、これは今度とも変わらず検討してまいります。

処遇というものも、消防団員の行う活動に対する対価というものと、後は福利厚生というようなところも含めて現在の内容というものも市独自で改正することもできます。

ただ、その改正をするためには一定の根拠となるものが必要となるものと、後は消防団員の中の声というものもそこに反映されていなければ、形上の改善になってしまうものですから、しっかりと制度設計を練って、議論に議論を重ね改善に向けて進めてまいりたいと思っております。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 働き方と、その消防団員の確保の関係というのは、どういうふう考えられていますか。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。

○加藤正文消防総務課参事 申し訳ございませんでした。抜けておりました。

働き方につきましては、一定の消防団の活

動というものは消防組織法または平成25年度に策定されました消防団充実強化法に基づきまして、その任務というものが決められています。

ただし、先ほど来、条例、再上程において改善させていただきました機能別消防団員制度というものをうまく活用することで、これまで消防職団員のOBにしか与えられなかった門戸を広げ、あらゆる可能性を検討してどのような形でこの機能別というものが基本団員の補完となる団員制度となり得るかというものを、今後さらに検討を進めてまいりたいと思っております。

**○小野田直美委員長** では、ほかに質疑はありませんか。

長田委員。

**○長田共永委員** 代替員の班編成について、もう少しお聞きしたいところがあって、新城分団においても参事にも入っていただいて、班の再編を行ったのが事実、これはもう御承知のとおりだと思うんですが、そうした中で、班編成した場合に、どうしても地元区と消防団とのあつれきとかが生まれやすい、勝手なこと言うと、各行政区においてのお金の、消防団に渡すときに、今、中部の新城分団はうまくならしていけると思うんですが、地元分団としたらうまくいっている、自身も入って調整するんですが。

そうした部分というのは、元の地元区と班との関係を一緒にする場合もあるというのは、消防署も一緒になってつまらんあつれきを地域で起こしてもいけませんので、そこら辺を改めてどういうふうと考えていくか、お願いしたいと思うんですが。

**○小野田直美委員長** 加藤消防総務課参事。

**○加藤正文消防総務課参事** ただいま御質問いただきました地域と消防団員との間に発生し得る金銭的な問題は、これはこれまでの班統合の中にも幾つか問題はございました。その都度、解消していただいたのは、消防団の

副団長をはじめとした幹部の方に調整に一役かかっていただくような内容でございました。

これは、消防組織法に基づく消防団の活動経費というものは、原則市が負担するべきものと位置付けられており、地域からの協力金につきましては、行政としては立ち入ることができない、介入することのない問題だと認識していることから、あくまでも消防団員の中で解消していただくように努めていただくことしか公にはできませんので、我々としては消防団のそこはデリケートな部分だと位置付けて、消防団の正副団長において解決の糸口をつかめていただくように調整を進めてまいりたいと思っております。

**○小野田直美委員長** 条例の一部改正について、お願いします。

長田委員。

**○長田共永委員** 分かりました。

それで、条例の定数変更で、お金のことは置いておいて、改めてこの条例定員の班編成において、当然先ほどから言われているように定員が減ると班編成して、余剰人員、例えば新城分団でも班統合すると、3班統合で定数が一時現役が残るから、それでまた定数を減らしていくというわけですよ。

そうすると、そうした班統合によって余剰になった人員って移譲になりますよね。そうして減らしていく中でそういう方々、もう本当に現役に近い、当然現役といってもいい年齢の方が定数の形で余っていくんですよ、機能別とかに当然、幾ら定員が減っても余ってくるという形になってしまうんですよ、新城分団、そうですね。そうした形、もったいないなと思って、地域の防災力を考えると。

そこら辺の部分で、班統合によっても定員が減ったわけでそうした中での対応する中で、ほんとに現役に近い機能別消防団、そういった方々に機能別に入っていただくとか、それを推し進めるという形というのは今後もやっていただけるかどうかという点、お願いした

いと思います。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。

○加藤正文消防総務課参事 ただいま委員がおっしゃられた班の定員というものは、新しく施行させる新城市消防団総合計画には定義されておりません。あくまでも、分団内に最低必要な人員数は定めるものの、班ごとにその人数というものは割り振って、形を決めているものではございません。

したがって、班が統合し、その班の定員というものを持たない以上、60名、70名になろうともその団員は班の団員として在団し続けることができるものとなっています。

したがって、この基本団員として残る、もしくは40歳を超えての地域支援団員というものに選択するかというのは、平成29年度に施行しました消防団員の定年延長制度というものを解脱をしてもらって、40歳以上の方でも基本団員として延長し続けることも可能ですし、機能別団員としての地域支援団員を選択することもできます。

したがって、定員によって班員が首を切られるということとはございません。

○小野田直美委員長 長田委員。

○長田共永委員 ありがとうございます。そうした保証というのが必要だと思うんですよ、班の編成、定員減に。できる限り、広い意味で、総合計画にもあるように、分団の形というもののある程度、防災力が強い、弱い、地域によってできないようにということを改めてお願いしたいと思います。意見です。

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第161号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第162号議案 新城市火災予防条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 頂いた資料によると、届出の義務がありませんので把握してありませんとあっさりしていますけども、新城市にある道の駅もつくとパーキングエリアにあるぐらいかな、あとは民間にちょっとありますけど。それらは今回の届出はなくても設置はしてあるって、基準を設けているけど届出の義務がなかったということと分からないけど、要するに火災予防条例で定められた基準は、守ってもらわなければならないけれどそれがちゃんと守られているかということとか、届出がなくて済んでたということで意味が分からなかったんですけど、それについてまずお願いします。

○小野田直美委員長 山田予防課長。

○山田康司予防課長 それに関しては、現在の新城市火災予防条例につきましては、20キロワットから50キロワットまでという形で、それには届出は必要がありませんでした。急速充電設備の施設や位置、管理については、新城市火災予防条例でうたっています。

うたっていますので、設置する場合にはつきましてはその新城市の火災予防条例に準じて設置をしていただくと。

それで今回改正になったのは第44条で、50キロワット以上から200キロワットまでの急速充電設備につきましては届出をしてくだ



さいという形になっていますので、今までのところは届出の義務はありませんでした。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今までのところは届出に義務ない。今、既存の例えばもつくるにある急速充電とか、作手もあつたと思う。作手は普通の充電。それらは、20キロワットから50キロワットの関係で義務がなかったのか。それで、今回その50キロワットが200キロワットになったと。50キロワットから200キロワットの間は届出の義務があるという解釈でよろしいですか。

○小野田直美委員長 山田予防課長。

○山田康司予防課長 最初の質疑で、もつくる新城につきましては、50キロワット以下という理解をしております。

先ほどお話をしたように、これからは火災予防条例は20キロワットから200キロワットまでなんですけど、届出は50キロワット以上から200キロワット以下というような形になってきます。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると、今、新城にあるところは法令が変わっても、この届出の義務がないうち、キロワットの施設ということで理解してよろしいですか。

○小野田直美委員長 山田予防課長。

○山田康司予防課長 そのとおりになります。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 あと、50キロワットから200キロワットに上がることによって、設備的にどういう状況が変わるのか。給電能力が変わるのか、台数とかいろんな状況が変わるとする、この200キロワットの間といたら、どういうことが現状の設備よりバージョンアップされるんですか。能力的、数字的にはふえているから分かるけど、それが実際に実動としてどういうふうな成果、効果があるのか。

○小野田直美委員長 山田予防課長。

○山田康司予防課長 ちょっと私も電気関係

詳しくはないんですが、今までのところは、普通充電器は一般家庭でもできるよと。急速充電機器につきましては、今までバッテリー、電池の容量によって時間とかが違うんですが、急速充電設備につきましては、普通の充電器は10アンペアから20アンペアぐらいですが、今度大きくなってくるとは100アンペアほどぐらいの電流を使うようになります。

それで、電流と出力がアップすることによって、熱とかが発生をします。それによって火災の危険が高くなるよというような形で、今回省令の変更がありましたように、機器等の火災の発生を防ぐために、落ちたときの衝撃を和らげるなり、壊れないような形、もしくは水で冷やすとかの設備をもって、それがもれた場合には自動でとまるような設備を設けなさいよというような形で、火災を軽減するような形で今回改正するものであります。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 条例改正と離れてしまうかもしれませんが、政府が2030年までに新車を電氣化にふすなんていう方針を示したけど、その間の既存のガソリン車が走るっていうのは分かるんです。新車は全て電氣化された場合、今は市内にもっともっとそういったインフラ整備しないと出なくなるし、基本的な。そういった形で、今後市内のこういった急速充電設備が大幅に増える可能性が、私はあると思うし、なければ普及もしないだろう。

そういう状況の中で、既存の、例えばガソリンスタンドと同じようにガソリンスタンドに急速充電設備やスタンドと同じように併設されたりという場合にも、ガソリンスタンドはガソリンスタンドで火災予防条例、かなり厳しい規定になる。それにさらに電氣とかがあるということになると、あとはなかなか、改正と離れますけども、既存のガソリンスタンドの経営が厳しい中で、最新化する投資の余裕はなくて、またガソリン難民ではないけ

ど、電気自動車難民、普通コンセントでできる自動車なら、リーフなんかはそうなのかな、はいいかと思うけど、充電難民が生じるのではないかと思うんですけど、それを今、聞くのは失礼かと思えますけど、感想で結構です。

○小野田直美委員長 山田予防課長。

○山田康司予防課長 消防長も答弁で答えて、ちょっと私のほうではどうなるかというのもお答えができないんですが、今後は増えてくるのではないかななどは考えております。やはり、ガソリンスタンドと電気というところ、やっぱり危ない危険物を扱うところになってきますので、当然そのようなことが起きる場合には、また規制、消防法の改正がなってくると思います。

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第162号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認め、その

ように決定いたしました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉 会 午前9時35分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 小野田直美